最高裁規則

○最高裁判所規則第九号

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月一日

最高裁判所

民事執行規則及び民事保全規則の一部を改正する規則

（民事執行規則の一部改正）

第一条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第百四十六条第一項中「東日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）」を、「西日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）」を加える。

（民事保全規則の一部改正）

第二条　民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号中「東日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。）」を、「西日本電信電話株式会社」の下に「（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次条第七号において同じ。）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省令

○総務省令第六十五号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第一号基礎的電気通信役務の範囲） **第十四条**　法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。 ［一・二　略］	（第一号基礎的電気通信役務の範囲） **第十四条**　［同上］ ［一・二　同上］
二の二　災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同法第三十三条の二第一項第一号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務 ［三・四　略］	二の二　災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の七第一項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務 ［三・四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

○厚生労働省令第七十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第五号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置） **第十五条の七**　第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金は、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。 一　（略） 二　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百三号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に都道府県労働局長に対して、前	**附　則** （地域雇用開発コース奨励金に関する暫定措置） **第十五条の七**　第百十二条第一項の地域雇用開発コース奨励金は、同条第二項に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、第三号の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給するものとする。 一　（略） 二　雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第百三号）の施行の日から令和七年六月三十日までの間に都道府県労働局長に対して、前号